

譲渡申込み及び誓約書 (団体等)

大阪市動物管理センター所長 様

住所〒 _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話 _____

種類		年齢		毛色		性別	♂ ・ ♀	番号	
飼養管理責任者						世話する人の年齢	才		
飼養する場所	室内 ・ 室外		現在飼養の動物種				頭数		

上記の動物を譲り受けることを申込みます。なお、譲渡後は下記の事項を遵守し、愛情と責任を持って飼養することを誓約します。

記

裏面のとおり

- 1 営利又はそれに類する目的に使用しません。
- 2 未登録及び未注射犬を譲り受けた場合は、速やかに飼い犬登録・狂犬病予防注射を受けて報告します。また、鑑札と済票を犬に装着します。
- 3 団体等の代表者又は活動拠点の責任者及び一時飼養会員は、センター所長が実施する講習会を受講します。
- 4 不妊去勢手術や雌雄を分けて飼養するなど、確実な繁殖防止に努めます。
- 5 犬・猫の譲渡実施要綱別表2の「個人（犬希望者向け）」及び「個人（猫希望者向け）」の基準を満たさない者への譲渡を行いません。（ただし、自ら飼育環境の調査を行ったうえで譲渡する場合は、大阪府外在住の者も。対象とします。）また、他の団体等への再譲渡を行いません。なお、譲渡後は、「譲渡報告書」（様式第6号）をセンター所長に提出します。
- 6 6か月毎にセンター所長へ「飼養状況報告書」（様式第7号の1, 2, 3又は4）により、飼養動物の数を報告します。
- 7 大阪府並びに大阪市から、犬・猫を譲り受けている協力団体等であることを名刺・ホームページ等で広報しません。また、募金・物資の援助等の手段にも用いません。
- 8 実施者から知り得た動物の情報を、譲渡活動の目的以外で他の団体や個人に提供しません。
- 9 関係法令を遵守するとともに、センター所長が実施する調査及び事業等に協力します。
- 10 実施者の立ち入り調査等には進んで協力します。
- 11 やむを得ず飼養ができなくなった場合は、責任をもって次の飼い主を探します。
- 12 譲渡された動物の死亡、飼養場所の移転、やむを得ない事情で飼養者を変更する場合は、必ず実施者に連絡します。
- 13 譲渡された動物に病気、問題行動、その他の問題があった場合、あるいはその動物により問題が発生した場合も、実施者に対して一切責任を問いません。
- 14 譲渡後の飼い犬登録、狂犬病予防注射、治療等に要した費用については、一切実施者に請求しません。
- 15 上記のほか、実施場所内においては、次の事項を遵守します。
 - (1) 施設への無断立入や無許可撮影、指定された出入口以外からの出入り等をしません。
 - (2) 職員の施設管理上の指示を遵守します。
 - (3) 放棄希望で来所した者と動物の個別取引をする等、センター所長が行う事業に相反する行動をとりません。
 - (4) 他の団体等を批判、誹謗中傷するような行為をしません。
 - (5) その他、センター所長との信頼関係を損なうと認められるような行為をしません。

以上を確認の上、誓約書を提出します。

※ この譲渡申込み及び誓約書の個人情報については、目的以外には使用いたしません。

【送付先および連絡先】

〒559-0021 大阪市住之江区柴谷2-5-74
大阪市動物管理センター（おおさかワンニャンセンター）
TEL:06-6685-3700
FAX:06-6686-4507
Mail:fc0011@city.osaka.lg.jp